

社会福祉法人むぎの会役員の 費用弁償及び役員報酬に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人むぎの会（以下「本法人」という。）の役員に対する費用弁償及び報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第 2 条 本法人の役員が、その職務のため出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の支給方法は、社会福祉法人むぎの会むぎの子保育園職員旅費規程により園長級を支給する。

(役員報酬)

第 3 条 理事役員が理事長の招集に応じて理事会に出席したときは、その出席日数 1 日につき 3,000 円を支給する。

2 評議員が理事長の招集に応じて評議員会に出席した場合は、その出席日数 1 日につき 3,000 円を支給する。

3 監事が会計監査のため出席したときは、その出席日数 1 日につき、5,000 円を支給する。

4 理事長が必要に応じて設置する委員会へ委員が出席したときは、その出席日数 1 日につき 2,000 円を支給する。

(費用弁償及び役員報酬に関する手続きについて)

第 4 条 本法人の役員及び委員への費用弁償及び役員報酬の支払いについては、役員出席者名簿、委員出席者名簿への署名又は、受領印の押印を行うこととする。

附則 この規程は平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規定は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。